

第1章 総則

(生徒指導の意義)

生徒指導は、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図るものである。

児童生徒自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することが、生徒指導の意義である。

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が主体的・自律的に充実した学校生活を送るといふ観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第1条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

- (1) 登校 集団登校により、8時15分までに登校する。
- (2) 下校 集団下校で帰るようにして、下校時刻を守る。
- 2 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

(服装)

第2条 校内、学校行事及び校外での学習活動(社会見学など)の際は、基本的に基準服を着用する。

- 2 登下校時は安全の為、通学用の黄色い帽子を着用する。
- 3 ソックスの色は、黒、紺、白色で、ワン

ポイントの無いものが望ましい。

(参照 中学校の生徒指導規程)

(髪型・化粧)

第3条 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。髪留めやゴムは、安全で華美にならないものにする。

- 2 染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(装飾)

第4条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (2) 口紅・マニキュアなど爪への装飾
- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

(持ち物)

第5条 携帯電話等の学習に不要な物学校への持込みは禁止する。

- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

(その他)

第6条 校舎・設備・備品などを故意に損傷した場合は、原則として全額保護者に修理または弁償を要請する。

第3章 校外生活に関すること

(外出)

第1条 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

- 2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。
- 3 ショッピングセンター・ゲームセンター・飲食店などの出入りは、保護者同

伴とする。

- 4 川や海で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。

(安全)

第2条 交通のきまりを守る。

- 2 自転車の乗り方については、各家庭で事故がないように指導するとともにヘルメットの着用についても同様とする。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第1条 学校の安全・安心を脅かし、悪影響を与えると判断され、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ① 万引き
 - ② 威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校のきまりなどに従わない行為
- ① いじめ
 - ② 暴力行為（児童間・対人）
 - ③ 指導に従わないなどの指導無視、対教師暴力・暴言など
 - ④ 極端な異装（頭髪・服装の乱れ）
 - ⑤ 校内徘徊・授業妨害
 - ⑥ 集団生活を乱す問題行動の繰り返し
 - ⑦ 生徒指導規程を繰り返し違反する行為
 - ⑧ その他 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第2条 特別な指導の手順については、次の通りにする。

- (1) 事実確認をする。（必ず事実確認を行い、生徒指導主事、管理職へ報告後、今

後の対応について確認する。事実確認は必ず複数の教職員で行う。）

- (2) 別室にて説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を、原則、短時間から3日行う。
- (3) 担任、生徒指導主事などが保護者連絡をする。
- (4) 保護者を交えて事情説明と指導を行う。
- (5) 生徒指導主事・管理職による説諭を行う。
- (6) 教室での継続事後指導を、原則、短時間から3日行う。

※特別な指導の期間等は、児童の状況に応じて延長する場合もある。

※特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導に当たる。

第3条 問題の早期解決を目指して、つぎのような対応や取組をする。

- 1 問題行動が発生したとき、原則として、そのとき周囲にいた児童の責任も重視し、その集団の問題としてとらえて問題解決に取り組む。
- 2 暴力行為、器物破壊、恐喝、万引きなどの問題行動については、必要に応じて関係機関と連携する。
- 3 いじめの問題については、学校・関係児童・保護者で早急に解決へ向けての場を設定するなど、学校と保護者は綿密な連携を図る。
- 4 日頃から学校における児童の問題は、できるだけ早く保護者と連携を図る。また、家庭における児童の様子等についても連携を密にする。

付則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。